



これらの規定により各事業年度の所得に対する調整前法人税額から控除される金額（措置法第四十二条の十三第一項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する調整前法人税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除した金額）

十五 措置法第四十三条第一項の規定 同項に規定する特別償却限度額

十六 措置法第四十三条の二第一項の規定 同項に規定する特別償却限度額

十七 措置法第四十四条第一項の規定 同項に規定する特別償却限度額

十八 措置法第四十四条の二第一項の規定 同項に規定する特別償却限度額

十九 措置法第四十四条の三第一項の規定 同項に規定する特別償却限度額

二十 措置法第四十四条の四第一項又は第二項の規定 これらの規定に規定する特別償却限度額

二十一 措置法第四十四条の五第一項の規定 同項に規定する特別償却限度額

二十二 措置法第四十五条第一項から第三項までの規定 これらの規定に規定する特別償却限度額

二十四 措置法第四十六条第一項の規定 同項に規定する特別償却限度額

二十五 所得税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第六号。以下この条及び第四条において「平成三十一年改正法」という。）附則第五十二条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成三十一年改正法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法（第二十八条号イ及び第四条において「平成三十一年旧措置法」という。）第四十七条の二第二項の規定（同条第三項第二号に係る部分を除く。）同条第一項に規定する特別償却限度額

二十六 措置法第四十七条第一項の規定 同項に規定する特別償却限度額

二十七 措置法第四十八条第一項の規定 同項の規定 これらの規定に規定する普通償却限度額

限度額として政令で定める金額に加算された  
次に掲げる規定に係る同条第一項又は第四項  
に規定する特別償却不足額又は合併等特別償  
却不足額

イ 平成三十一年改正法附則第五十二条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成三十一年旧措置法第四十七条の二第一項の規定(同条第三項第二号に係る部分を除く。)

ロ 措置法第四十二条の六第一項、第四十二条の十第一項、第四十二条の十一第一項、第四十二条の十一の二第一項、第四十二条の十一の三第一項、第四十二条の十二の四第一項、第四十二条の十二の六第一項、第四十二条の十二の七第一項から第三項まで又は第四十三条から第四十八条までの規定

十九 措置法第五十二条の三第一項から第三項まで、第十一項又は第十二項の規定(次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額イ 措置法第五十二条の三第一項又は第十一項の規定(前号イ又はロに掲げる規定に係る同条第一項又は第十一項に規定する特別償却限度額

口 措置法第五十二条の三第二項又は第十二項の規定(前号イ又はロに掲げる規定に係る同条第二項又は第十二項に規定する特別償却限度額に満たない金額ハ 措置法第五十二条の三第三項の規定(前号イ又はロに掲げる規定に係る同項に規定する合併等特別償却準備金積立不足額

二十 措置法第五十五条第一項又は第八項の規定(これららの規定により損金の額に算入される金額

二十一 措置法第五十六条第一項の規定(同項の規定により損金の額に算入される金額

二十二 措置法第五十七条の四第一項の規定(同項の規定により損金の額に算入される金額

二十三 措置法第五十七条の五第一項又は第十二項の規定(これららの規定により損金の額に算入される金額

二十四 措置法第五十七条の六第一項又は第八項の規定(これららの規定により損金の額に算入される金額

二十五 措置法第五十七条の七第一項の規定(同項の規定により損金の額に算入される金額

二十六 措置法第五十七条の七の二第一項の規定(同項の規定により損金の額に算入される

三十七 指置法第五十七条の八第一項又は第九項の規定による損金の額に算入される金額

三十七 指置法第五十九条の八第一項又は第九項の規定これららの規定により損金の額に算入される金額

三十八 指置法第五十八条第一項、第二項又は第八項の規定これららの規定により損金の額に算入される金額

三十九 指置法第五十九条第一項又は第二項の規定これららの規定により損金の額に算入される金額

四十 指置法第五十九条の二第一項の規定同項の規定により損金の額に算入される金額

四十一 指置法第六十条第一項又は第二項の規定これららの規定により損金の額に算入される金額

四十二 指置法第六十一条第一項の規定同項の規定により損金の額に算入される金額

四十三 指置法第六十一条の二第一項の規定同項の規定により損金の額に算入される金額

四十四 指置法第六十二条の三第一項の規定同項の規定により損金の額に算入される金額

四十五 指置法第六十四条第一項又は第九項の規定これららの規定により損金の額に算入される金額

四十六 指置法第六十四条の二第一項、第二項、第七項又は第八項の規定同条第一項若しくは第二項の規定により損金の額に算入される金額、同条第七項において準用する指置法第六十四条第一項の規定により損金の額に算入される金額又は指置法第六十四条の二第八項において準用する指置法第六十四条第一項の規定により損金の額に算入される金額又は第五項の規定により損金の額に算入される金額

四十七 指置法第六十五条第一項、第三項、第五項又は第十項の規定次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ 指置法第六十五条第一項又は第五項の規定これららの規定により損金の額に算入される金額

ロ 指置法第六十五条第三項の規定同項において準用する次に掲げる規定により損金の額に算入される金額

(1) 指置法第六十四条第一項の規定

(2) 指置法第六十四条の二第七項において準用する指置法第六十四条第一項の規定

(3) 指置法第六十四条の二第一項又は第九項の規定

(4) 措置法第六十四条の二第八項において  
準用する措置法第六十四条第九項の規定  
ハ 措置法第六十五条第十項の規定 次に掲  
げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める

(4) 指置法第六十四条の二第八項において準用する指置法第六十四条第九項の規定  
指置法第六十五条第十項の規定 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

(1) 指置法第六十五条第十項第一号に掲げる場合 同項に規定する適用譲渡損益調整資産に係る譲渡利益額（同項に規定する譲渡利益額をいい、当該譲渡利益額に係る法人税法施行令（昭和四十年政令第十九号）第二百二十二条の十二第五項に規定する調整済額がある場合には、当該調整済額を控除した金額とする。）（2）において同じ。）から指置法第六十五条第十項第一号に規定する計算した金額を控除した金額

(2) 指置法第六十五条第十項第二号に掲げる場合 同項に規定する適用譲渡損益調整資産に係る譲渡利益額

四十八 指置法第六十五条の二第一項、第二項若しくは第七項又は租税特別指置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第三十九条の三第六項の規定これららの規定により損金の額に算入される金額

四十九 指置法第六十五条の三第一項の規定 同項の規定により損金の額に算入される金額

五十 指置法第六十五条の四第一項の規定 同項の規定により損金の額に算入される金額

五十一 指置法第六十五条の五第一項の規定 同項の規定により損金の額に算入される金額

五十二 指置法第六十五条の五の二第一項の規定 同項の規定により損金の額に算入される金額

五十三 指置法第六十五条の七第一項又は第五項の規定これららの規定により損金の額に算入される金額

五十四 所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第六十九条第十二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条及び第四条第二項第一号において「平成二十九年旧効力措置法」という。）第六十五条の八第七項又は第八項の規定 同条第七項において準用する平成二十九年旧効力措置法第六十五条の七第一項の規定により損金の額に算入される金額

額又は平成二十九年旧効力措置法第六十五条の八第八項において準用する平成二十九年旧効力措置法第六十五条の七第九項の規定により損金の額に算入される金額

る人格のない社団等及び同条第二十九号の二に規定する法人課税信託の受託者である個人を含む。(以下同じ。)が支出した同項の規定により読み替えられた法人税法第三十七条第四項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金の額

六十四 措置法第六十六条の十一の四第一項又は第二項の規定 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額

によりなおその効力を有するものとされるる同法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法第四十七条第一項の規定

四　所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号）附則第五十条第八項の規定によりなおその効力を有するものとされるる同法第七条の規定による改正前の租税特別措置法第四十五条第二項の規定

四　所得税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三号）附則第四十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされるる同法第十条の規定による改正前の租税特別措置法第四十三条の二第一項の規定

令第二条第一号に規定する財務省令で定め

る規定は、次に掲げる規定とする。  
一 平成二十九年旧効力措置法第六十五条の八  
(第九項、第十一項、第十二項、第十四項及び第十五項を除く) 又は第六十五条の九の規定

二 平成三十一年改正附則第五十二条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成三十一年旧措置法第四十七条の二第一項（同条第三項第二号に係る部分を除く。）の規定

(適用実態調査の実施に関する細目)  
**第五条** 適用実態調査(法第四条第一項の規定に基づき行うものに限る。)は、法人税関係特別措置ごとに、法第五条第一項第一号に規定する適用者(又は適用登録者)について、四月一日から

翌年三月三十一日までの間に終了する事業年度の法人税申告書に係る適用額明細書に記載された事項を集計することにより行うものとする。

税関係特別措置の適用を受けた法人の業種別、資本金の額若しくは出資金の額の階級別若しくは法人の所得の金額の階級別又はこれらを組み合わせた区分別に行うものとする。

**第六条** 法第五条第一項に規定する適用実態調査の結果に関する報告書に記載すべき同項各号に掲げる事項（前条第一項に規定する適用実態調査に係るものに限る。）は、前条の規定によります。

2 集言された事項に基づくものとする  
法第五条第一項第二号の規定により順次その順位を付す場合において、法人の適用額が同額であるときは、これらの同額である適用額につき同順位を付すものとする。この場合において

用額)とする。

3 法第五条第一項第二号に規定する高額適用額は、その順位を付した適用額が十以上となるまでの適用額に順位を付した場合の第一順位から当該十以上となる順位までに該当する各適用額とする。

4 法第五条第一項に規定する適用実態調査の結果に関する報告書を作成する場合における同項第二号に掲げる事項については、法人税関係特別措置ごとの同項第一号に規定する適用者数が十に満たない場合には、第一順位から最も小さい適用額に付した順位までに該当する各適用額とする。

1 この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第五条の規定は、平成二十四年四月一日から施行する。

2 この省令の施行の日から平成二十二年九月三十日までの間における第二条の規定の適用については、同条第三十八号中「第五十七条の十第二項」三項」とあるのは「第五十七条の十第二項」と、同条第一百五十五号中「第六十八条の五十九第二項」とあるのは「第六十八条の五十九第二項」とする。

附 則 (平成二二年四月一二日財務省令)

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成二三年六月三〇日財務省令)

(第三八号)

第二条第一項の改正規定、同号を同  
条第百八十四号とし、同号の次に一号を加え  
る改正規定（同条第百八十四号の次に一号を  
加える部分に限る）、同条第百十九号を同条  
第一百七十号とし、同号の次に二号を加える改  
正規定（第一百七十一号に係る部分に限る）、  
同条第八十四号を同条第百二十一号とし、同  
号の次に二号を加える改正規定（第二百二十二  
号に係る部分に限る）、同条第五十一号の改  
正規定、同号を同条第七十四号とし、同号の  
次に一号を加える改正規定（同条第七十四号  
の次に一号を加える部分に限る）、同条第四  
十二号を同条第五十九号とし、同号の次に二  
号を加える改正規定（第六十号に係る部分に  
限る）、同条第七号を同条第八号とし、同号  
の次に二号を加える改正規定（第九号に係る  
部分に限る）、様式第一の記載要領第四号の  
表沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を  
取得した場合の法人税額の特別控除の項の次  
に次のように加える改正規定（国際戦略総合  
に次のように加える改正規定（国際戦略総合  
特別区域において機械等を取得した場合の特別  
控除の項及び国際戦略総合特別区域におい  
て機械等を取得した場合の法人税額の特別控  
除の項に係る部分に限る）、同表沖縄の金融  
業務特別地区における認定法人の所得の特別  
控除の項に次のように加える改正規定  
（国際戦略総合特別区域における指定特定事  
業法人の課税の特例の項に係る部分に限る）。  
、同表特定住宅地造成事業等のために土地等  
を譲渡した場合の所得の特別控除の項の改正  
規定、様式第二の記載要領第四号の表沖縄の  
特定中小連結法人が経営革新設備等を取得し  
た場合の法人税額の特別控除の項の次に次の  
ようすに加える改正規定（国際戦略総合特別区  
域において機械等を取得した場合の特別償却  
の項及び国際戦略総合特別区域において機械  
等を取得した場合の法人税額の特別控除の項  
に係る部分に限る）。同表沖縄の金融業務特  
別地区における認定法人の連結所得の特別控  
除の項に次のように加える改正規定（国  
際戦略総合特別区域における連結法人である  
指定特定事業法人の課税の特例の項に係る部  
分に限る）及び同表特定住宅地造成事業等  
のために土地等を譲渡した場合の連結所得の  
特別控除の項の改正規定、総合特別区域法  
（平成二十三年法律第八十一号）の施行の日  
第二条第百十九号を同条第百七十号とし、  
同号の次に二号を加える改正規定（同条第百

七十号の次に一号を加える部分（第一百七十一号に係る部分を除く。）に限る。）及び同条第  
四十二号を同条第五十九号とし、同号の次に二号を加える改正規定（同条第五十九号の次に  
二号を加える改正規定（同条第五十九号の次に二号を加える部分（第六十号に係る部分を除く。）に限る。））平成二十四年一月二十五日

穀加工品等製造設備の特別償却の項中「第44条の4第1項」とあるのは、「第44条の5第1項」とする。

3 施行日から附則第一条第一号に定める日の前日までの間ににおける新規則第一の適用については、同様式の記載要領第四号の表特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除の項中「法規別表十(六)」とあるのは、「法規別表十(八)」とする。

4 施行日から附則第一条第四号に定める日の前日までの間ににおける新規則様式第二の適用については、同様式の記載要領第四号の表新用途米穀加工品等製造設備の特別償却の項中「第68条の2第25第1項」とあるのは、「第68条の2第1項」とする。

6 第1項】とする。

附 則 (平成二十三年一月二二日財務省令  
令第七八号)

1 この省令は、資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第四十九号)附則第一条第二号に定める日(平成二十三年十一月二十四日)から施行する。

2 改正後の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則第二条の規定及び様式第一による適用額明細書は、法人のこの省令の施行の日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告について適用し、法人の同日前に終了した事業年度に係る法人税の申告については、なお従前の例による。

附 則 (平成二十四年一月二十五日財務省令  
第九号) 抄  
(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、平成二十四年一月二十五日から施行する。

(経過措置)



「一」とあるのは「第11項(特別償却準備金)」とあるのは「第12項(特別償却準備金)」	第52条の3第2項、第3項又は第1項(特別償却準備金)	第52条の3第1項又は第2項(特別償却準備金)	第52条の3第1項(特別償却準備金)	第43条の2第2項(償却費)	第52条の3第43条の2第1項(別償却準備金)
金額	法規別表十 〔9〕の欄の金額	法規別表十六 〔9〕の欄の金額	法規別表十六 〔9〕「8」の欄の金額	法規別表十六 〔32〕の欄、別表十六(四) 〔28〕の欄又は別表十六 〔5〕「30」の欄の金額	法規別表十六 〔32〕の欄、別表十六(三) 〔6〕の欄、別表十六(四) 〔3〕の欄又は別表十六 〔2〕の欄の金額
050 20	350 20	250 20	150 20	050 20	050 20
〔一〕とあるのは「第11項(特別償却準備金)」とあるのは「第12項(特別償却準備金)」	〔二〕「32」の欄、別表十六(四) 〔3〕の欄又は別表十六 〔2〕の欄の金額	〔二〕「32」の欄、別表十六(四) 〔3〕の欄又は別表十六 〔2〕の欄の金額	〔二〕「32」の欄、別表十六(四) 〔3〕の欄又は別表十六 〔2〕の欄の金額	〔二〕「32」の欄、別表十六(四) 〔3〕の欄又は別表十六 〔2〕の欄の金額	〔二〕「32」の欄、別表十六(四) 〔3〕の欄又は別表十六 〔2〕の欄の金額

3 一 と あ る の は	第68条の4 第2項、第3項又は第1項 (特別償却準備金)	第68条の4 第1項又は第11項 (特別償却準備金)	第68条の4 第2項 (特別償備金)	第68条の4 第1項 (特別償備金)	第68条の4 第1項 (特別償備金)
	35100 金額	05160 法規別表十 「9」の欄の	05150 法規別表十六 「9」「9」の	0514 法規別表十六 「32」「8」の	0510 法規別表十六 「32」の欄、別
		欄の金額	の欄の金額	表十六(三) 「28」の欄、別	表十六(三) 「32」の欄、別
				表十六(四) 「5」「30」	表十六(四) 「5」「30」



三十五第一項（平成二十五年旧措置法第四十七条の二第三項第三号に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）に掲げる規定の適用を受けた場合における旧規則第二条第百五十七号、第百五十一号、第百五十七号又は第百五十八号に定める適用額については、なお従前の例による。

改正後の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第一条第八号、第九号、第九十四号及び第九十五号の規定並びに新規則様式第一（記載要領第四号の表地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の特別償却の項から雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除の項までに係る部分に限る。）及び様式第二（記載要領第四号の表地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の特別償却の項から雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除の項までに係る部分に限る。）による適用額明細書は、法人の前条第二号に定める日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告及び連結法人の同日以後に終了する連結事業年度に係る法人税の申告について適用し、法人の同日前に終了する事業年度に係る法人税の申告及び連結法人の同日以後に終了する連結事業年度に係る法人税の申告について適用し、法人の同日前に終了する事業年度に係る法人税の申告及び連結法人の同日以後に終了する連結事業年度に係る法人税の申告について適用する。

新規則第二条第五十五号（ハに係る部分に限る。）、第八十二号、第一百四十一号（ハに係る部分に限る。）及び第一百六十七号の規定並びに新規則様式第一（記載要領第四号の表換地処分等に係る資産を取得した場合の課税の特例の項（第65条第10項）の欄に係る部分に限る。）及び様式第二（記載要領第四号の表換地処分等に係る資産を取得した場合の課税の特例の項（第68条の72第10項）の欄に係る部分に限る。）及び保険会社の受取配当等の益金不算入の特例の項に係る部分に限る。）及び様式第二（記載要領第四号の表換地処分等に係る資産を取得した場合の課税の特例の項（第68条の72第10項）の欄に係る部分に限る。）及び保険会社の受取配当等の益金不算入の特例の項に係る部分に限る。）による適用額明細書は、法人の平成二十七年四月一日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告及び連結法人の同日以後に終了する連結事業年度に係る法人税の申告について適用する。

附則（平成二八年四月一五日財務省令  
第四三号）

る適用額明細書については、なお従前の例によ  
る。

一 第二条第九号の次に一号を加える改正規定、同条第九十五号を同条第九十七号として、同号の次に一号を加える改正規定（同条第十五号を同条第九十七号とする部分を除く。）、様式第一の記載要領第四号の表特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却の項の前に次のように加える改正規定及び様式第二の記載要領第四号の表特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の特別償却の項の前に次のように加える改正規定並びに次条第二項の規定 地域再生法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第二号）の施行の日

二 第二条第百十四号を同条第百十七号とし、同号の次に一号を加える改正規定（同条第百十四号を同条第百十七号とする部分を除く。）、同条第二十八号を同条第二十九号とし、同号の次に一号を加える改正規定（同条第二十八号を同条第二十九号とする部分を除く。）、

様式第一の記載要領第四号の表倉庫用建物等の割増償却の項の改正規定及び様式第二の記載要領第四号の表倉庫用建物等の割増償却の項の改正規定並びに次条第三項の規定、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第二号）の施行の日

前条第一号に定める日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告について適用する。  
新規則第二条第三十号及び第一百八十八号の規定並びに新規則様式第一（記載要領第四号の表倉庫用建物等の割増償却の項に係る部分に限る）及び様式第二（記載要領第四号の表倉庫用建物等の割増償却の項に係る部分に限る）による適用額明細書は、法人の前条第二号に定める日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告及び連結法人の同日以後に終了する連結事業年度に係る法人税の申告については、なお從前の例による。  
この省令の施行の日（以下「施行日」という。）から前条第二号に定める日の前日までの間における新規則第二条及び第四条の規定並びに新規則様式第一及び様式第二による適用額明細書の適用については、新規則第二条第三十二号二中「又は第十項の規定」とあり、及び「又は第四十八条第一項の規定」とあり、並びに同条第一百二十号二中「又は第十項の規定」とあり、及び「又は第六十九条の三十六第一項の規定」とあるのは「又は」と、「若しくは第十項の規定」とあり、及び「若しくは第六十九条の三十六第一項の規定」とあるのは「の規定」とする。  
新規則様式第一（記載要領第三号、同第四号の表中小企業者等の法人税率の特例の項及び同第五号に係る部分に限る。）による適用額明細書は、法人の平成二十八年四月一日以後に開始する事業年度に係る法人税の申告について適用し、法人の同日前に開始した事業年度に係る法人税の申告については、なお從前の例による。  
施行日から国立研究開発法人情報通信研究機構及び特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第号）の施行の日の前日までの間ににおける認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除の項に係る部分に限る。による適用額明細書は、法人の前条第一号に定める日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告について適用する。

る新規則様式第一及び様式第二による適用額明細書の適用については、新規則様式第一の記載要領第四号の表特定地域における電気通信設備の特別償却（特定信頼性向上設備等の特別償却）の項目中「特定地域における電気通信設備の特別償却」とあるのは「特定信頼性向上設備等の特別償却」

第52条の3第1項又は第11項(特別償却準備金)(第44条の5第1項)	第52条の3第1項(特別償却費)(第44条の5第1項)	第52条の3第1項(特別償却準備金)(平成2年旧措置法第44条の5第1項)	第52条の3第1項(特別償却費)(法規別表十六の欄又は別表十六(五)「30」の欄の金額)	第52条の3第1項(特別償却費)(法規別表十六の欄又は別表十六(二)「32」の欄の金額)	平成28年旧措置法第44条の5第1項(特別償却費)
19500	09500	25400	15400	法規別表十六の欄又は別表十六(三)「32」の欄の金額	法規別表十六の欄又は別表十六(二)「32」の欄の金額

第44条の5第1項	第52条の3第1項(特別償却準備金)(第44条の5)	第52条の3第1項(特別償却費)	第44条の5第1項(特別償却準備金)(法規別表十六の欄の金額)
	24050	14000	法規別表十六(三)「32」の欄の金額

「と、新規則様式第二の記載要領第四号の表特定地域における電気通信設備の特別償却（特定信頼性向上設備等の特別償却）の項目中「特定地域における電気通信設備の特別償却（特定信頼性向上設備等の特別償却」とあるのは「特定信頼性向上設備等の特別償却」と、

とあるのは	第68条の41第1項(特別償却費)(第68条の26第1項)	第68条の41第1項(特別償却費)(平成28年旧措置法第68条の26第1項)	第68条の41第1項(特別償却準備金)(平成28年旧措置法第68条の26第1項)	平成28年旧措置法第68条の26第1項(特別償却費)
	47501	37501	53401	43401

とあるのは	第68条の41第1項(特別償却費)(第68条の26第1項)	第68条の41第1項(特別償却費)(平成28年旧措置法第68条の26第1項)	第68条の41第1項(特別償却準備金)(平成28年旧措置法第68条の26第1項)	平成28年旧措置法第68条の26第1項(特別償却費)
	54130	44130	法規別表十六(三)「32」の欄の金額	法規別表十六(二)「32」の欄の金額

「とする。  
第一条 この省令は、公布の日から施行する。  
(租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置)  
第三条 第三条の規定による改正後の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則様式第一及び様式第二による適用額明細書は、  
法人の施行日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告及び連結法人（法人税法第二条第十二条の七の二に規定する連結法人をいう。以下同じ。）の施行日以後に終了する連結事業年度に係る法人税の申告について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度に係る法人税の申告及び連結法人の施行日前に終了した連結事業年度に係る法人税の申告については、なお從前の一例による。

### 附 則 (平成二八年九月三〇日財務省令第七三号)

この省令は、平成二十八年十月一日から施行する。

附 則 (平成二九年三月三一日財務省令第二五号)

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

改正後の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則第四条の規定は、法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。）







結事業年度に係る法人税の申告について適用する。

税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。」が施行日前に開始した連結事業年度（改正法附則第二条第一項第六号に規定する連結事業年度をいう。）に係る法人税の申告については、なお従前の例による。

（施行期日）

附 則（令和三年三月三一日財務省令第二六号）

**第一条** この省令は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第四条第一項に二号を加える改正規定（第八号に係る部分に限る。）及び次条第二項の規定は、令和四年四月一日から施行する。

**第二条** 別段の定めがあるものを除き、改正後の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第四条の規定は、法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）のこの省令の施行の日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告及び連結法人（同法第二条第十二号の七の二に規定する連結法人をいう。以下この項において同じ。）の同日以後に終了する連結事業年度（租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成二十二年法律第八号）第二条第一項第六号に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。）に係る法人税の申告について適用し、法人の同日前に終了した事業年度に係る法人税の申告及び連結法人（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号。以下「令和二年改正法」という。）第三条の規定による改正前の法人税法第二条第十二号の七の二に規定する連結法人をいう。）の同日以後に終了した連結事業年度（令和二年改正法附則第二条第六号に規定する連結事業年度をいう。）に係る法人税の申告について適用する。

附則（令和三年三月三一日財務省令第  
三号）

附 則（令和三年三月三一日財務省令第三三号）

この省令は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第十二条の改正規定（租税特別措置法の適用状況の透明化等に関する法律施行規則第四条第二項に十号を加える改正規定に係る部分（同項第九号中「第六十八条の十五の六の二」を「から第六十八条の十五の七まで」に改める部分、同項第十号に係る部分及び同項第七号に係る部分に限る。）に限る。）は、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和二年法律第二号）の施行の日から施行する。

附 則（令和三年四月一五日財務省令第四四号）抄

施行期日

一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条第十五号の改正規定、同号を同条第十三号とし、同号の次に一号を加える改正規定（同条第十五号を同条第十三号とする部分を除く。）、同条第三十四号への改正規定（第四十二条の五第一項、「及び「第四十二条の十二の三第一項」を削る部分を除く。」）、同条第三十六号を同条第三十四号へ加える改正規定（同条第三十六号を同条第三十四号とする部分を除く。）、同条第七十二号を同条第七十号とし、同号の次に一号を加える改正規定（同条第七十二号を同条第九十六号とする部分を除く。）、同条第九号を同条第九十六号とする部分を除く。）、同条第七十号への改正規定（「第六十八条の十第一項」及び「第六十八条の十五の四第一項」を削る部分を除く。）、同条第一百二十号を同条第一百十七号とし、同号の次に一号を加える改正規定（同条第一百二十号を同条第一百七十七号とする部分を除く。）、同条第一百五十九号を同条第九十六号とし、同号の次に一号を加える改正規定（同条第九十九号を同条第九十六号とする部分を除く。）、同条第一百八号への改正規定（「第六十八条の十第一項」、「及び「第六十八条の十五の四第一項」を削る部分を除く。」）、同条第一百五十九号とし、同号の次に一号を加える改正規定（同条第一百五十九号を同条第一百五十六号とする部分を除く。）、様式第一の記載要領第四号の表認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却の項の改正規定、同表認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除の項の

改正規定（「別表六（二十七）「16」を  
「別表六（三十）「16」に改める部分を除

改正規定（別表六（二十七）「16」を「別表六（三十）「16」に改める部分を除く。）、同項の次に次のように加える改正規定、同表認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例の項の次に次のように加える改正規定、同表海外投資等損失準備金の項の次に次のように加える改正規定、同表認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除の項の次に次のように加える改正規定、同表特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例の項の改正規定、同表海外投資等損失準備金の項の次に次のように加える改正規定、同表認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例の項の次に次のように加える改正規定、様式第二の記載要領第四号の表認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除の項の次に次のように加える改正規定、同表特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例の項の改正規定、同表認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除の項の次に次のように加える改正規定、同表特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例の項の改正規定、同表認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除の項の次に次のように加える改正規定、同表認定特定非営利活動法人等に対する寄附金の損金算入の特例の項の次に次のように加える改正規定並びに次条第二項の規定及び同表認定特定非営利活動法人等に対する寄附金の損金算入の特例の項の次に次のように加える改正規定並びに次条第二項の規定及び同表認定特定非営利活動法等の一部を改正する等の法律（令和三年法律第二号）の施行の日

新規則第二条第六十九号及び第一百五十二号の規定並びに新規則様式第一(記載要領第四号の表特定投資運用業者の役員に対する業績連動給与の損金算入の特例の項に係る部分に限る。)及び様式第二(記載要領第四号の表連結法人である特定投資運用業者の役員に対する業績連動給与の損金算入の特例の項に係る部分に限る。)による適用額明細書は、法人の前条第二号に定める日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告及び連結法人の同日以後に終了する連結事業年度に係る法人税の申告について適用する。

第二条 本省令は、令和四年四月一五日から施行する。

第一号 (施行期日)

附 則 (令和四年四月一五日財務省令第

新規則第四条第一項第九号の規定は、法人の事業年度に係る法人税の申告及び連結法人の同一前に終了した連結事業年度に係る法人税の申告について適用する。

令和五年四月一日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告について適用する。

**第二条** 別段の定めがあるものを除き、改正後の（経過措置）

らの規定に規定する特別償却限度額」とあるのは「削除」と、同条第八十二号中「第二十六

一 第二条第百十五号の改正規定（第六十一条の二十四）の下に「第六十八条の二十九を加える部分に限る。）、同条第百三号を同条第百五号とし、同号の次に一号を加える改正規定（同条第百三号を同条第百五号とする部分を除く。）、様式第一の記載要領第四号の表共同利用施設の特別償却の項の次に次のように加える改正規定及び様式第二の記載要領第四号の表共同利用施設の特別償却の項の次に次のように加える改正規定並びに次条第二項及び第五項の規定（環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和四年法律第二号）の施行の日）

二 第二条第二十六条号を同条第二十四号とし、同号の次に一号を加える改正規定（同条第十六号を同条第二十四号とする部分を除く。）、同条第百十五号ホの改正規定（二、第六十八条の三十三、第六十八条の三十五又は第六十八条の三十六）を「又は第六十八条の三十三から第六十八条の三十六まで」に改める部分に限る。）、同条第九号を同条第百十号とし、同号の次に一号を加える改正規定（同条第一百九号を同条第百十号とする部分を除く。）、様式第一の記載要領第四号の表事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却の項の次に次のように加える改正規定及び様式第二の記載要領第四号の表事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却の項の次に次のように加える改正規定並びに次条第三項の規定（農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第二号）の施行の日

同じ。)の令和四年四月一日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告及び連結法人(令和二年改正法第三条の規定による改正前の法人税法第二条第十二号の七の二に規定する連結法人をいう。以下同じ。)の同日以後に終了する連結事業年度(同項第六号に規定する連結事業年度をいう。以下同じ。)に係る法人税の申告について適用し、法人の同日前に終了した事業年度に係る法人税の申告及び連結法人の同日前に終了した連結事業年度に係る法人税の申告については、なお従前の例による。

2 新規則第二条第一十一号及び第六百六号の規定並びに新規則様式第一(記載要領第四号の表環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却の項に係る部分に限る。)による適用額明細書は、法人の前条第一号に定める日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告及び連結事業年度に係る法人税の申告について適用する。

3 新規則第二条第一十五号及び第一百十一号の規定並びに新規則様式第一(記載要領第四号の表輸出事業用資産の割増償却の項に係る部分に限る。)及び様式第二(記載要領第四号の表輸出事業用資産の割増償却の項に係る部分に限る。)による適用額明細書は、法人の前条第二号に定める日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告及び連結法人の同日以後に終了する連結事業年度に係る法人税の申告について適用する。

4 この省令の施行の日から前条第一号に定める日の前日までの間ににおける新規則第二条の規定の適用については、同条第二十一号中「措置法第四十四条の四第一項又は第二項の規定

**第二条** 別段の定めがあるものを除き、改正後の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第二条の規定並びに新規則様式第一及び様式第二による適用額明細書（所得稅法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号。以下「令和二年改正法」という。）附則第一百四十一條の規定による改正前の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第二条第一項第八号に規定する適用額明細書をいう。以下同じ。）は、法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下

らの規定に規定する「特別償却限度額」とあるのは、「削除」と、同条第八十二号中、「第二十六号」とあるのは、「第二十一号、第二十六号」と、同号の表第三号から第二十五号まで、第十七号、第二十九号、第三十号（イ及びロを除く。）及び第三十一号の項中、「第三号から第二十五号まで」とあるのは、「第三号から第二十号まで、第二十二号から第二十四号まで」とする。

前条第一号に定める日から同条第二号に定める日の前日までの間における新規則第二条の規定の適用については、同条第八十二号の表第三号から第二十五号まで、第二十七号、第二十九









野球又はソフトボールの練習会 または大会に参加する場合	00442
野球又はソフトボールの練習会 または大会に参加する場合 (各自の選手権)の費用(税込)	00504
野球又はソフトボールの練習会 または大会に参加する場合 (各自の選手権)の費用(税込) (会員料)	00505
野球又はソフトボールの練習会 または大会に参加する場合 (各自の選手権)の費用(税込) (会員料)の金額の半額	00504
野球又はソフトボールの練習会 または大会に参加する場合 (各自の選手権)の費用(税込) (会員料)の金額の半額	00509
野球又はソフトボールの練習会 または大会に参加する場合 (各自の選手権)の費用(税込) (会員料)	00423
野球又はソフトボールの練習会 または大会に参加する場合 (各自の選手権)の費用(税込) (会員料)	00579

	06057	税理士別表十二(「2」)の 他の会員の会員登録をもつ 場合に、同額の会員登 録料を支拂う。
税理士の会員登録料に よる会員登録料を負担 した場合の算出額の 算出方法	06058	税理士別表十二(「2」)の 他の会員の会員登録をもつ 場合に、同額の会員登 録料を支拂う。
税理士登録料による会員 登録料を負担した場合 の算出額の算出方法	06059	税理士別表十二(「2」)の 他の会員の会員登録をもつ 場合に、同額の会員登 録料を支拂う。
税理士登録料による会員 登録料を負担した場合 の算出額の算出方法	06060	税理士別表十二(「2」)の 他の会員の会員登録をもつ 場合に、同額の会員登 録料を支拂う。
税理士登録料による会員 登録料を負担した場合 の算出額の算出方法	06061	税理士別表十二(「2」)の 他の会員の会員登録をもつ 場合に、同額の会員登 録料を支拂う。
税理士登録料による会員 登録料を負担した場合 の算出額の算出方法	06062	税理士別表十二(「2」)の 他の会員の会員登録をもつ 場合に、同額の会員登 録料を支拂う。
税理士登録料による会員 登録料を負担した場合 の算出額の算出方法	06063	税理士別表十二(「2」)の 他の会員の会員登録をもつ 場合に、同額の会員登 録料を支拂う。
税理士登録料による会員 登録料を負担した場合 の算出額の算出方法	06064	税理士別表十二(「2」)の 他の会員の会員登録をもつ 場合に、同額の会員登 録料を支拂う。
税理士登録料による会員 登録料を負担した場合 の算出額の算出方法	06065	税理士別表十二(「2」)の 他の会員の会員登録をもつ 場合に、同額の会員登 録料を支拂う。
税理士登録料による会員 登録料を負担した場合 の算出額の算出方法	06066	税理士別表十二(「2」)の 他の会員の会員登録をもつ 場合に、同額の会員登 録料を支拂う。
税理士登録料による会員 登録料を負担した場合 の算出額の算出方法	06067	税理士別表十二(「2」)の 他の会員の会員登録をもつ 場合に、同額の会員登 録料を支拂う。

5 前号の場合において、法人が、法人税申告書の記載事項及びこれに記すべき書類記載事項のうち特別引当金及び同額の(以下この項において「特別引当」等)という、に定められた記載事項について、別表一等の形式で、特別引当(法人税)仕入税額控除(平成25年厚生労働省告示第2号)第10条第2項の規定により税額控除が同額に算出された額を記載した時、同一等(以下この項において同様)の式によったときは前号の表の適用の趣旨に照らす別表一等の欄に相当する特例引当の各欄の金額(「適用額」)の欄に、それぞれ記載すること。